

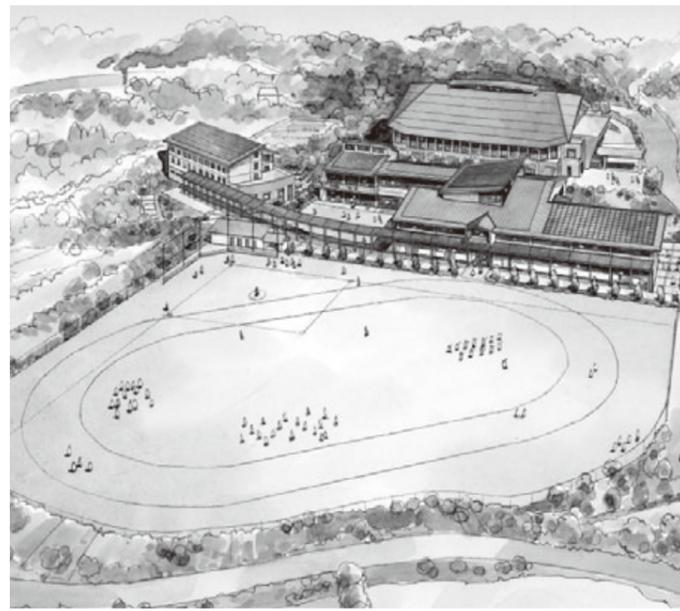
追跡 ありやあどうなった?

統合中学校 平成26年度開校予定 (油木シルトピア地区)

油木・神石・豊松中学校の統合による新中学校が、平成26年度、油木シルトピア地区に開校予定です。

3中学校とも少子化による生徒数の激減のためクラブ活動が制限されており、将来的にも懸念されていました。

また、各中学校は校舎・体育館ともに、昭和56年以前の建築のため、耐震基準を満たしておらず、耐震補強が必要となります。統合中学校が建設されれば、神石高原町立の学校全てが耐震基準をクリアするこ



統合中学校イメージ図

統合中学校建設の経緯

平成23年8月、神石高原町学校配置検討委員会
答申(中学校2校体制)
平成23年10月～2月
油木、神石、豊松地区で
地元説明
平成24年3月 教育委員会会議で、新しい統合中学校を平成26年度の早い時期に開校することを決定

平成24年5月 神石高原町建設委員会の設置
建設位置を油木シルトピアが有力と判断、建設部会へ報告、承認
平成24年7月 プロポーザル方式にて建設部会で設計会社を選定、同8月契約(3381万円)
平成24年8月 神石高原町統合中学校開校企画委員会設置
平成25年4月 校舎などの建築開始予定
平成26年4月 新中学校の開校予定

神石小学校 新校舎落成

8月25日に学校関係者や保護者を中心に引越が行われ、児童は新学期より新校舎で学んでいます。地域の皆さまも子供たちの元気な様子を見に行ってください。

校舎の概要

- ・構造Ⅱ鉄骨造2階建
- ・床面積Ⅱ約1,747㎡
- ・付帯施設Ⅱ①渡り廊下②器具庫③受水槽ポンプ施設
- ・工事費Ⅱ4億950万円

校舎の特徴

- ①校舎の一階にランチルーム兼用の多目的教室
- ②稼働間仕切りによる空間の確保
- ③木材などを使用した暖かみのある内装
- ④旧校舎になかった図書館や教科準備室を整備

地方議会議員年金 制度廃止について

平成の大合併や議員定数削減により現職議員の激減など厳しい財政状況を踏まえ、平成23年6月1日施行。
年金廃止措置に伴う経過措置として、施行日に在職12年以上の現職議員は、掛金総額の80%を一時金として受け取るか、従前の年金として受け取るかの選択となる。

在職12年未満の現職議員は、退職時に掛金総額の80%を一時金として受け取る。

現在、年金支給されている退職議員及び遺族年金者には、引き続き年金が支給される。
*高額所得者には、退職年金支給停止措置が加わった。

公職選挙法遵守の 確認とお願い

私たち議会議員は、町民の負託を受けた代表者であり、高い倫理観と責任をもって議員活動を行うとともに、法令の遵守に努めなければなりません。

公職選挙法により、選挙区内の人にお金や物品を贈ったり、年賀状などの挨拶状を出したりすることが禁止されています。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

私たちは、日頃から議員活動において、議員の寄附行為と有権者の寄附要求を禁止する公職選挙法の趣旨について、町民の協力と理解を得ながら、公職選挙法の遵守に努めてきたところであり、今後も、さらに襟を直し、違反事例を起こすことのないように、法令を遵守し皆様の信頼を得るよう努めることを全議員で改めて確認したところであります。

◆
今後は、実費が伴う行事や会費が必要とされる催し事を議員へご案内いただく際には、会費を明示してご案内くださいますようお願い致します。

なにとぞ皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。

平成24年9月20日

神石高原町議会

公職選挙法に定める寄附等の禁止について

1 政治家の寄附禁止

政治家が選挙区内の人に対して寄附をすることは、いかなる名義をもってするものであっても禁止されています。「政党その他の政治団体や親族に対するもの」及び「政治教育集会などに関する必要やむを得ない実費の補償」を除き、次に掲げる寄附行為はすべて罰則の対象となります。

- ①お中元・お歳暮・入学祝い・卒業祝い・病気見舞い
- ②冠婚葬祭に対する祝儀・香典(本人が出席する結婚披露宴における祝儀及び葬式や通夜における香典は除く。)
- ③葬式の花輪・供花
- ④落成式・開店祝いの祝儀・花輪
- ⑤町内会の集会や旅行などの催し事への寸志や飲食物の差し入れ
- ⑥お祭りへの寄附や差し入れ
- ⑦運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ⑧その他公職選挙法に規定する寄附行為

2 寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対し、寄附をするよう勧誘や要求することも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

3 あいさつ状などの禁止

- ①年賀状、寒中見舞い、暑中見舞いなどの時候の挨拶状(電報、電子郵便等を含む)は、禁止されています。(答礼のための自筆によるもの及び親族に対するものは除く。)
- ②各種行事、慶弔等にかかる電報、電子郵便等は、通常一般の社交の程度を越えないものを除き禁止されています。
- ③選挙区内にあるものに対し、主として挨拶を目的とする有料の広告を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰されます。

4 公民権の停止

公職選挙法に違反すると、公民権停止の対象となる場合があります。公民権停止とは、選挙権、被選挙権などを一定期間失うことです。

5 その他

- ①政治資金規程法に基づく資金管理団体が行うものを除き、資金集めを目的としたパーティー、祝賀会などは禁止されています。
- ②金品を贈らない、求めない、受け取らないの「3ない運動」を遵守すること。など

※政治家とは…候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者。